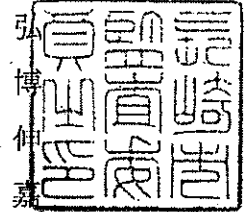




長 監 第 68 号
令和2年2月26日

長崎市議会議長
佐藤正洋様

長崎市監査委員 三井敏
同 三谷利
同 西田実
同 山口政



第27号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例」に対する監査委員の意見について

令和2年2月21日付長議議第397号で意見を求められた第27号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例」については、一部免除に関し条例で定める額を、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号）第4条の規定による改正後の地方独立行政法人法施行令第3条の2第2項に定める額以上で同条第1項に定める基準を参酌した額としており、妥当であると判断します。

